

令和 5 年 6 月 2 1 日
巖木市民センター

唐津市巖木岩屋ライフセンター利用者を募集しています

概要

市では、地域住民の日常生活の安定や福祉の増進を図るために設置している「唐津市巖木岩屋ライフセンター」の新規利用者（小売業者）を募集しています。

1 利用施設の概要

名称 唐津市巖木岩屋ライフセンター
所在地 巖木町岩屋 959 番地 4
施設の構造 鉄骨造鉄板葺平屋建
敷地面積 2,380 m²（内駐車場 1,700 m²）
建築面積 554 m²
ふれあい施設（公衆トイレ）面積 48 m²

2 募集する利用者

生鮮食料品や飲食料品など、生活に密接した商品の小売業者 1 者

3 利用期間

許可の日から令和 9 年 3 月 31 日まで（希望する場合は更新できます）

4 応募方法

申請書に必要な書類を添えて、巖木市民センター産業・教育課に提出してください。詳しくは、募集要項を確認してください。

5 募集期限

7 月 14 日（金）まで（郵送の場合は必着）

6 募集要項

別添のとおり

（本件の問い合わせ先）

巖木市民センター 産業・教育課

担当：木下・山田

電話：53-7112（内線 5111）

唐津市巖木岩屋ライフセンター利用者の募集要項

1 募集の趣旨

地域住民の日常生活の安定及び福祉の増進を図るために設置した、唐津市巖木岩屋ライフセンターの新規利用者を募集します。

2 利用施設の概要

(1) 名称 唐津市巖木岩屋ライフセンター

(2) 所在地 唐津市巖木町岩屋959番地4

(3) 利用施設概要等

① 施設構造 鉄骨造鉄板葺平屋建（平成12年建築）

② 施設面積 敷地面積 2,380 m²（内駐車場1,700 m²）

建築面積 554 m²

ふれあい施設面積 48 m²（トイレ他）

③ 募集の利用内容

店舗管理運営部分 86 m²

販売部分 423 m²

3 募集する利用者

生鮮食料品、飲食料品等の生活に密接した商品等の小売業者 1者

4 利用期間

許可の日から令和9年3月31日まで。ただし、唐津市巖木岩屋ライフセンター条例（平成17年条例第222号。以下「条例」とする）第10条の規定により更新することができます。

5 営業日数及び営業時間

原則、次の条件内において利用者と市が協議し決定することとします。

(1) 営業日数 1週当たり5日以上

(2) 営業時間 1日8時間以上

6 応募資格

次の各号の全てを満たすこととします。

- (1) 生鮮食料品、飲食料品等の生活に密接した商品の小売業等を営む者であること。
- (2) 唐津市内に住所若しくは店舗を有している者又はこれらの者で構成される団体であること。
- (3) 唐津市内において商工業を6月以上営んでいる者であること。
- (4) 使用料の納付が可能な資力を有すること。
- (5) 納税すべき全ての国税、県税、市税に滞納がないこと。
- (6) 条例第16条に規定する設備の設置等を市が示す期限までに完了できること。
- (7) 自己又は団体の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (8) その他次の条件を具備すること。
 - ① 内装工事や設備の設置については、利用者の負担で別途協議する開店日までに準備し通常の営業ができること。

- ②業務から生じるゴミ処理及びゴミ回収委託を行うこと。
- ③市長の承認を得て利用物件等について支出した有益費等の費用については償還を請求しないこと。
- ④市税のほか、市へ納付すべき料金の滞納がないこと。

7 現場説明会

- (1) 日時 令和5年6月25日(日) 午前10時
- (2) 場所 唐津市巖木岩屋ライフセンター内

8 募集期間

令和5年6月16日(金)～令和5年7月14日(金)

9 使用料

- (1) 施設使用料

条例第11条に定める額

(月額520円/㎡×509㎡=264,680円/月)

- (2) 電気使用料及び水道使用料

市が実費相当額を別途徴収する。

10 敷金

条例第13条に基づく額

(520円×509㎡×12月=3,176,160円)

11 申込みに必要な書類

応募時に次の書類を提出してください。また、提出書類は、A4版縦型として提出してください。

- (1) 巖木岩屋ライフセンター利用許可申請書(第1号様式)
- (2) 行政財産使用許可に関する保証同意書(連帯保証人2名)
- (3) 印鑑証明書
- (4) 所得証明書(法人にあっては決算報告書)
- (5) 納税証明書
- (6) 暴力団排除に関する宣誓書(第2号様式)
- (7) 法人登記簿の写し(交付日から3か月以内のもの)

※申請者が法人である場合

12 申込書の受付

応募書類を次のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間 令和5年6月16日(金)～令和5年7月14日(金)
- (2) 提出方法 持参、郵送のいずれかにより受付期間に必着するように提出してください。

13 申込書提出先

唐津市巖木市民センター 産業・教育課

住所 唐津市巖木町巖木 997 番地

電話 0955-53-7112

FAX 0955-63-3120

E-mail kyuragi-sangyou@city.karatsu.lg.jp

14 申込みに関する問合せ

- (1) 問合せ先 唐津市巖木市民センター産業・教育課
- (2) 受付期間 令和5年6月16日(金)～令和5年7月14日(金)
平日 9時～17時
- (3) 提出方法 郵送、FAX又は電子メールにより提出してください。
電話による質問は受け付けません。

(4) 問合せへの回答

問合せを提出した事業者等あて電子メールにて行います。

15 利用者の決定方法

唐津市巖木町岩屋ライフセンター条例施行規則第5条の規定により、次の方法により決定します。

(1) 応募者が1者の場合

条例第5条に規定する利用者の資格要件を満たしていると認められる者を利用者として決定します。

(2) 応募者が複数の場合

前号の資格要件を総合的に勘案し、より安定して事業運営が図れる

と見込める者を利用者として決定します。ただし、なお優劣がつけ難い場合は、抽選により決定します。